

平成 28 年 9 月 21 日

## 地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況

このたび、平成 26 年度及び 27 年度における地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況について調査し、その結果をとりまとめましたので公表いたします。

- 総務省においては、平成 21 年度から 25 年度までの間に、公営企業の抜本的な改革に係る全国的な取組を集中的に推進してきたところである（\*1）。
- 平成 26 年度以降についても、各地方公共団体が自らの判断と責任に基づき、公営企業の経営健全化等に不断に取り組むことが必要であり、その前提として、まず現在公営企業が行っている事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性について検討することが必要とし、改革の取組を要請してきたところである（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付け自治財政局公営企業課長等通知（\*2）））。
- これを踏まえ、平成 26 年度及び 27 年度における地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況について調査したところ、この 2 年間では、事業廃止で 109 事業、民営化・民間譲渡で 26 事業、広域化・広域連携で 23 事業など、全 276 事業において、各事業の特性に応じた抜本的な改革等の取組が行われていることが示された。
- なお、「経済・財政再生アクション・プログラム」（平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議決定）等において、抜本的な改革の取組状況や課題等について今年度から毎年度調査を行うとともに、その結果について個別団体ごとに公表し、取組状況の「見える化」を推進することとしている。

\* 1：「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 21 年 7 月 8 日付け自治財政局公営企業課長等通知）において、「公営企業の抜本改革の検討」の項目を設け、「各地方公共団体においては、（中略）抜本的改革の推進を平成 25 年度までの間に集中的に行うことが望まれる。」としている。

\* 2：通知では、各地方公共団体は、「自らの判断と責任に基づき、公営企業の経営健全化等に不断に取り組むことが必要」であり、その前提として、「まず現在公営企業が行っている事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性について検証することが必要であり、その結果、事業に意義、必要性がないと判断された場合には、速やかに、廃止等を行うべき」とし、「事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化、民間企業への事業譲渡等について検討する必要がある」としている。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/kouei\\_ryui.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html)

- 地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況（概要）
- 地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況について

（連絡先）

自治財政局公営企業課

担当：木村理事官、石田係長、岡田

電話：03-5253-5635

FAX：03-5253-5640